

令和 8 年 8 月 5 日

東京地方最低賃金審議会

会長 本田 敦子 殿

東京地方最低賃金審議会

東京都最低賃金専門部会

部会長 本田 敦子

東京都最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 8 年 6 月 30 日、東京地方最低賃金審議会において付託された東京都最低賃金の改正決定について、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

当東京地方最低賃金審議会としては、次のとおり政府に対して要望したい。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、これら事業者の賃上げの原資確保に資するよう、価格転嫁対策を徹底するほか、賃上げの原資確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう、具体的事例も活用した周知等を徹底するとともに、申請期間の延長についても検討することを要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一

層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和 8 年 1 月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引 G メンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、令和 9 年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を 100% 実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗が見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI 導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年 7 月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年 4 月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

さらに、最低賃金が引き上げられても、いわゆる「年収の壁」を意識して扶養の範囲内に収めるために就業調整を行っている人が少なくない。令和 4 年の就業構造基本調査によると「就業調整をしている」とする就業者は東京都に 53 万人以上おり、全国で最も多い。その結果、本来であれば賃上げによって所得向上が図られるはずが、就業調整によって効果が十分に発揮されず、賃上げの波及を阻害している現状が認められることから、年収の壁を気にせず働けるよう、税制・社会保険制度・扶養制度を一体的に見直し、働いた分だけ手取り収入が増える仕組みへの改革を強く要望する。

なお、当専門部会の審議結果は別紙のとおりであるが、審議においては、発効日

について、使用者側委員より、近年、地域別最低賃金の引上げ額が過去最高を更新し続け、影響率も 20%を超えるなど上昇していることに鑑み、とりわけ東京都における企業の大半を占める中小企業・小規模事業者においては、最低賃金額改定への対応のため、賃金原資の確保に伴う価格転嫁や資金繰りの調整はもとより、事務処理手続に関しても負担が増加しているところ、最低賃金がすべての事業者に罰則を伴い適用されるものであることからすれば、中小企業・小規模事業者が円滑かつ確実に対応できる環境を整えることが不可欠との指摘がなされた。加えて、いわゆる「年収の壁」を意識して、年末を中心に一部の労働者が行っている就業調整のタイミングが年々早まり、人手不足がさらに深刻化して企業経営に影響が出ていることを考慮すると、最低賃金額の発効については、1月1日等の指定日発効とすることを強く求める意見があった。

これに対し、労働者側委員からは、使用者側委員が指摘する賃金原資の確保の必要性や事務手続きの負担、就業調整の影響について、一定の理解はするものの、最低賃金近傍で働く労働者や労働組合がない企業で働く労働者へ賃上げ結果を1日でも早く波及させるという観点から、現時点で使用者側委員の意見を受け入れることは困難であるが、引き続き議論していくべきとの意見があった。

本件の審議に当たった専門部会の委員は別添のとおりである。

東 京 都 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
東京都の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1 , 2 8 0 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発効の日
法定どおり

令和8年度 東京地方最低賃金審議会東京都最低賃金専門部会委員名簿

令和8年7月29日任命

(公益代表委員)

いしげ あきのり
石毛 昭 範 拓殖大学 商学部 教授

はら まさと
原 昌 登 成蹊大学 法学部 教授

ほんだ あつこ
本田 敦 子 安西法律事務所 弁護士

(労働者代表委員)

おおしま たろう
大島 太 郎 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 事務局長

かねこ とみのり
金子 富 紀 連合東京 副事務局長

もり あきのり
森 玲 憲 自動車総連 東京地方協議会 議長

(使用者代表委員)

かみ なおたけ
神 尚 武 一般社団法人東京経営者協会 事務局長

きよた もとひろ
清田 素 弘 東京商工会議所 産業政策第二部 担当部長

さかまき せいいちろう
坂巻 政 一郎 東京都中小企業団体中央会 常勤参事

(50音順)